

BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザリー事業部 中国グループ 情報開発チーム

EXPERT VIEW: 業績悪化に伴う従業員のレイオフ

中国においても、近時、景気後退の影響が如実に現れているようです。受注の急激な減少により、従前の規模で正常な操業を継続することができず、従業員の一部を解雇したり、週の稼働日を4日に減らして対応したり、日系の外商投資企業においても、生産調整を行わざるを得ない状況になっているようです。

今回は、従業員側の原因によらずに業務停止・生産停止を実施する場合に、従業員との労働契約関係を残しつつ、従業員を一定期間自宅待機とするいわゆるレイオフ(以下「レイオフ」)について、その法規制等を概観します。

Q: 当社(甲社)は、中国広東省に当社の100%出資による独資会社(A社)を設立し、運営しています。主として、自動車二次部品メーカー向けの部品を製造販売しています。顧客は、中国国内の日系メーカー及び中国系のメーカーです。近時、顧客からの発注が激減し、現在、その受注量は、昨年同時期と比較し、7割減という惨憺たる状況です。報道では、中国の自動車販売の立直りは諸外国と比較して極めて早いといわれていますし、顧客も2か月程度で受注が回復に向かうと予想しています。こうした状況ですので、当社は、従業員の解雇ということも考えたのですが、①経済補償金の一次的負担が生ずること、②工場従業員にも一定程度の技術レベルが要求されること、③これまでA社の創業以来、従業員とは非常に良好な関係を構築し、経営を発展させてきたことから、A社の従業員合計約300人のうち、職能職従業員10人程度、工場従業員150人程度を来月から2か月又は受注減が長期化すれば4か月程度の期間、自宅待機とし、支給賃金も生活費程度に抑えて対応したいと思っています。

当社の中国現地法人が、レイオフを実施するのは初めてのことです。①A社労働組合及び従業員本人の同意取得を要するのか? ②地元政府機関の承認を取得する必要があるのか? ③レイオフ期間中の支給賃金に法規制があるのか? 等、実際にレイオフを実施するに際してどのような点に留意すべきでしょうか?

A: 法は、レイオフについてその可否、条件等について必ずしも積極的に定めてはいないものの、経済状況の変化により会社が生産調整を要する事態は実際問題として生じることから、レイオフを否定しているわけではありません。しかし、中央レベルの規定では、レイオフ時の処理方法について十分な規定がないのが現状です。労働関係法規の原則的な考え方に従えば、従業員への説明及び同意の取得(「労働契約法」第35条)、労働組合の意見の聴取(「労働組合法」第38条)、レイオフの第一賃金周期における正常な賃金支払(通常はレイオフ後1か月について正常な月額賃金の支払)及び以後の賃金の適正処理(「賃金支払暫定施行規定」第12条)等は必要と解されます。しかし、実際のレイオフにあたりこれを法的に適切に処理するため、「具体的にどのようにすべきか」、「いかなる手続を要するのか」等が必ずしも明確ではありません。近時の経済情勢の変化により、現実問題として生産調整を余儀なくされるケースが少なくないことから、一部の地方では、地方労働部門が手引等の形式で一定の処理方針を示すケースがあります。

今回の設例の広東省も、昨年12月にこのような手引を作成しています(「企業の人員削減、生産停止、倒産及び従業員の事後処理業務に係る手引」)(以下「本手引」といいます。)

「本手引」のような手引、マニュアル等がない地域においても、労働関係法規の原則的な考え方に従えば、従業員への説明及び同意の取得、労働組合の意見の聴取、レイオフの第一賃金周期における正常な賃金支払及び以後の賃金の適正処理(「賃金支払暫定施行規定」第12条)等は必要となると考えられ、その処理は「本手引」と同じでなくとも大筋において近似したものになることも十分予想されます。その意味で、このような手引、マニュアル等がない地域においても、広東省の「本手引」が示す処理は、レイオフの適切な処理にあたり参考になるものと考えられます。

1 広東省の「本手引」が示すレイオフ時の労働関係の処理

(*)「本手引」は、レイオフに限らず、人員削減時、倒産時の労働関係の処理、社会保険の処理、経済補償金支払い時の注意事項、従業員の権益保護(投書、仲裁申立て等)、失業者の養成訓練、再就職という広範な内容を含むものですが、今回は、設例に従いレイオフについてのみ、そのポイントとなる内容を紹介しします。

(1) 従業員への説明、労働部門への報告等について

- ① 企業が業務停止、生産停止を決定した場合には、まず最初に、従業員に状況説明をすること。
- ② 当該説明は、会議等の方式で行うべきこと。
- ③ 説明内容として、レイオフの原因、レイオフの期間、レイオフ期間中に別途手配予定の業務・任務の状況、レイオフ期間に実施予定の賃金基準等の関係状況を説明すべきこと。
- ④ 上記について従業員の意見を聞き、かつ、解説・回答をすべきこと。
- ⑤ 企業がレイオフを実施する可能性がある場合又は既に実施している場合には、直ちに所在地の労働部門に状況を伝えること。労働部門の指導下で処理案を作成し、従業員の異常な状況(注:紛争等)を直ちに労働部門に伝え、共同でレイオフ期間の企業及び社会の秩序の安定を確保すること。

(2) レイオフ期間中の賃金について

- ① レイオフ前の賃金は、適法かつ正常に支払をすべきこと。
- ② レイオフ期間が一賃金支払周期内(最長 30 日内)である場合には、レイオフの対象となった従業員に対し、正常業務時間に従った賃金(*)を支払うこと。
(*)通常業務日に法定業務時間(標準労働時間制であれば1日8時間)業務をしたのと同様の賃金
- ③ レイオフ期間が一賃金支払周期を超える場合において、従業員に業務の一部を手配することが可能なときは、事前に従業員と協議のうえ事後の賃金について書面により合意し、当該合意に従って賃金を支払うこと。
- ④ レイオフ期間が一賃金支払周期を超える場合において、従業員に手配すべき業務がないときは、当該一賃金支払周期満了の翌日から従業員が業務に復するまで(又は労働契約の解除・終了まで)の期間、所在地区の最低賃金の 80%を下回らない生活費を支払うこと。

(3) 業務・生産の再開／再開不能について

- ① 企業は、積極的な措置を講じて、可能な限り早期に業務・生産を再開すること。
- ② 業務・生産の再開をした後は、企業は、レイオフ前の原労働契約を引き続き履行すべきこと。業務・生産再開後の実際の経営状況に基づき、平等・自由意思による協議を経て適法に合意したことを前提として、従業員と新たな賃金基準等について改めて合意する場合には、書面による変更合意書を締結すること。
- ③ 企業が、正常な生産経営を回復することができないと判断した場合には、人員削減、破産、解散等により、この「本手引」の内容に従って、従業員の安定配置手続を行うこと。

2 考察

(1) 「本手引」の位置づけ、について

「本手引」の法的位置づけは、基本的には広東省の規範性文書と考えられ、これに反した場合の責任等の記載は「本手引」にはありません。しかし、「本手引」には、拘束力ある法規の規定を引用している部分もあり(例えば「本手引」中のレイオフ期間中の賃金支払部分は、「広東省賃金支払条例」と同内容)、こういった部分については当該法規に基づき法的拘束力をもつ内容となっていることに留意を要します。

(2) 「本手引」のような指針が明確でない地域の場合について

必ずしも多くの地方労働部門がこのような手引、マニュアルを作成しているわけではなく、他の多くの地域では、レイオフ等の適正な処理基準が明確でないのが現状と思われます。仮にこのような手引、マニュアル等がない地域においても、労働関係法規の原則的な考え方に従えば、従業員への説明及び同意の取得、労働組合の意見の聴取、レイオフの第一賃金周期における正常な賃金支払及び以後の賃金の適正処理(「賃金支払暫定施行規定」第 12 条)等は必要と思われる、その処理は「本手引」と同じでなくとも大筋において近似したものになることも十分予想されます。このような手引等がない地域においても、広東省の「本手引」は、レイオフの適切な処理にあたり参考になるものと思われます。

露木・赤澤法律事務所
弁護士 赤澤 義文
弁護士 中島 あずさ

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆**小麦産地に30年ぶりの干ばつ I 級緊急時対応計画発動**: 国務院は2月5日、小麦の産地である北部と中部で発生している干ばつに対して、最も緊急度の高い I 級緊急時対応計画を発動した。小麦産地の河北、山西、安徽、江蘇、河南、山東、陝西、甘肅を含めた15の省・直轄市では、昨年11月以来の降水量が平年の50%~80%減少し、2月6日までの被害は小麦の作付面積の4割以上に拡大し、437万人と210万頭の家畜の飲用水が不足している。今後、灌漑面積の拡大、飲用水や飼育用水の確保等で被害を最小限に食い止め、小麦の収穫の確保に努めるとしている。

◆**紡績、設備製造業の振興計画採択 アパレルの増値税輸出還付率引き上げ**: 国務院は2月4日、紡績、設備製造業の振興計画を採択した。国務院の10大産業振興計画の作成方針に基づき、先月発表された自動車、鉄鋼産業に続き発表されたもの。紡績産業については、輸出や雇用等において重要な産業と位置づけ、財政・金融支援を強化する方針を示した。これを受けて、財政部、税務総局は5日、紡績品やアパレルの輸出増値税還付率を2月1日より現行の14%から15%に引き上げると発表した。設備製造業については、振興計画では、輸入が必要な重要部品及び原材料の関税と輸入増値税の免除が明らかになったが、実施要領等の詳細については関連部門の通知が待たれる。

【産業】

◆**2008 年 中国の自動車輸出は大幅に減少**: 2月5日に税関が発表したデータによると、2008年の中国自動車輸出は、前年比9.4%増の64.4万台にとどまった。中国の自動車輸出は、2004年以降、前年比70%~100%を超える伸びが続いていたが、世界的な景気減速の影響を受け、2008年8月以降5ヶ月連続して前年同月比マイナス成長が続き、通年の増加率は前年比48.27ポイントの大幅減となった。中国の自動車輸出の約半分を占めるアフリカ、ラテンアメリカ、ロシア向け輸出が減少したことに加え、人民元高、世界的な輸入安全性基準の厳格化等も影響したと見られている。

◆**新エネルギー車普及に対する支援策 正式発表**: 1月24日、財政部、科技部は「省エネルギー・新エネルギー自動車普及に対する財政補助金の管理暫定弁法」を発表した。省エネ・新エネ車の普及に向け、上海、北京、大連等の13都市で、公用車などの公共サービス分野を中心に同車両の使用を奨励し、購入補助金の支給等の支援策を実施する。同時に、科技部による「十城千両」計画(今後3年間に毎年10都市で新エネ車1,000台を普及させる)を起動し、環境保護と金融危機で減速する自動車産業の発展の見地からも省エネ、新エネ車両の普及を促進させるとしている。

◆**サービスアウトソーシング優遇策 20 のモデル都市で公布**: 2月2日、国務院主催によるサービスアウトソーシング座談会で、北京・上海・大連・深圳等20都市をサービスアウトソーシングのモデル都市に指定し優遇策を実施することを発表した。2009年1月1日から2013年12月31日までの期間、条件を満たす技術先進型のサービス企業を対象に15%の低企業所得税率とオフショア・アウトソーシングに対する営業税免除等の税制優遇を適用。その他、同分野の人材育成、採用に対する補助金の支給、柔軟な労働時間制度の採用も実施する。サービスアウトソーシング業の発展を促進し、産業の高度化、大卒雇用問題の改善を目指す。

【貿易・投資】

◆**地方独自の優遇策を禁止**: 財政部、国家税務総局は1月23日、地方政府独自の優遇策を禁止する旨の通達を発表した。金融危機の影響が広がる中、一部地域で、地方経済の発展を名目に、独自の税減免・税還付等の優遇策を打ち出す動きがでていたことを指摘した上で、税収政策の制定の権限は中央政府にあるとし、税法上で明確に委譲された権限を超えて、地方政府が独自に税制策を変更することを禁止した。

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY Close	前日比	HKD Close	前日比	EUR Close	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2009.02.02	6.8405	6.8370~6.8505	6.8487	0.0107	7.6544	-0.0698	0.8827	-0.0001	8.7337	-0.0575	0.9131	2111.94	22.04
2009.02.03	6.8448	6.8392~6.8465	6.8403	-0.0084	7.6403	-0.0141	0.8821	-0.0006	8.7918	0.0581	0.9400	2163.60	51.66
2009.02.04	6.8330	6.8290~6.8354	6.8340	-0.0063	7.6685	0.0282	0.8811	-0.0009	8.8574	0.0656	0.9670	2212.91	49.31
2009.02.05	6.8354	6.8340~6.8383	6.8367	0.0027	7.6260	-0.0425	0.8816	0.0005	8.7696	-0.0878	0.9400	2202.70	-10.21
2009.02.06	6.8362	6.8344~6.8370	6.8344	-0.0023	7.5220	-0.1040	0.8814	-0.0002	8.7470	-0.0226	1.0000	2290.02	87.32

RMB レビュー&アウトルック

旧正月による長期休場明けとなる2日の人民元は、1月中とほぼ同水準となる6.8405でオープン。温家宝 首相による追加経済対策に関する発言等もあり上海総合株価指数は約4ヶ月振りの水準まで反発する展開となったが人民元為替相場への影響は限定的だった。実需筋による人民元買いに週央一時6.8300を割り込んで上昇する局面も見られたものの、今週中銀総裁より改めて為替レートの安定を維持する発言がなされるなど、現状水準での安定推移を志向する当局意向が意識され、6.8400近辺での小幅な値動きに終始する展開となり結局6.8344で越週となっている。「GDP伸び率8%」の確保に向け、中国政府は既に発表されている大型景気刺激策に加え、更なる金融緩和や産業支援策を発表するとの期待感から、一部で中国国内景気の回復に楽観的な見通しが台頭する中、市場では旧正月前までの人民元下落観測は後退しつつある。しかしながら、仮に発表される経済指標において相応に強いデータが確認されたとしても、輸出産業への配慮から当局がすぐに急激な人民元高を許容することは考えづらく、当面人民元は現状水準での推移が予想される。(2月6日)

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。宜しくお申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。